

## 契約締結前交付書面

この書面をよくお読みください。

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、契約締結前に申込者に交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

この書面は、投資顧問契約を行って頂く上でのリスクや留意点が記載されています。

あらかじめよくお読み頂き、ご不明な点に関しては、契約締結前にご確認ください。

商号	株式会社 SQI ジャパン
住所	〒106-0044 東京都港区東麻布 3 丁目 7 番 3 号
E-mail	info@kabumai.com
TEL (お客様用)	0570-077-600 *AM9:00~PM17:00(土日祝を除く) *ご連絡は基本的に e メールにてお願い致します。
金融商品取引業者	当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。 登録番号：関東財務局長(金商) 第 850 号

### 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 弊社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてのお客様に帰属します。  
弊社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生する事があっても、弊社はこれを賠償する責任は負いません。

### ○電磁的方法による申込み

契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、これらに関する変更書類につきましては電磁的方法による交付とさせていただきますので、何卒宜しくお願い致します。

弊社が行う電磁的方法による交付は次の方法によるものとします。

- 1.電子メールを利用して、お客様の使用するパソコン又はお客様が契約しているデータセンター等に書面の記載事項を送信し、当該パソコン等に備えられたお客様のファイルに当該記載事項を記録する方法
- 2.弊社ホームページにおいて書面の記載事項をお客様の閲覧に供し、お客様の使用するパソコン又はお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様のファイルに記載事項を記録する方法
- 3.弊社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供し、弊社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

## ○報酬等について

### I. 投資顧問契約(以下、当サービス)による報酬(以下、情報提供料金)について

当サービスにより、国内の株式、債券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、お客様区分、契約に基づいて助言報酬を頂きます。尚、弊社は、お客様から、下記に定める情報提供料金以外の費用(振込手数料は除く)は一切頂きません。

#### 【期間契約プラン】

お客様区分	コース	報酬額(税込)	提供サービス内容
スタンダード プラン [通常料金]	1ヵ月コース(30日)契約	25,000円	※助言方法等(1)を参照
	3ヵ月コース(90日)契約	50,000円	
	6ヵ月コース(180日)契約	90,000円	
	1年コース(360日)契約	150,000円	

#### 助言の方法等(1)

##### ・スタンダード推奨銘柄配信

弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月1回以上)

##### ・今日の1本銘柄(スタンダード会員専用)

弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(市場休業日以外は毎日)

##### ・兜町の噂(うわさ)

弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報、及び市場状況等のコラムを記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月1回以上)

##### ・ロングコース契約特別特典

スタンダードプラン[6ヶ月・1年]をご契約されました会員様を対象に、弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(契約月1回のみ)\*契約日により翌月の場合もあり

お客様区分	コース	報酬額(税込)	提供サービス内容
マスター プラン [通常料金]	1ヵ月コース(30日)契約	100,000円	※助言方法等(2)を参照
	3ヵ月コース(90日)契約	250,000円	
	6ヵ月コース(180日)契約	450,000円	
	1年コース(360日)契約	750,000円	

## 助言の方法等(2)

### ・マスタープラン厳選個別銘柄配信

弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール又はサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月 1 回以上)

### ・今日の2本銘柄(マスタープラン会員専用)

弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(市場休業日以外は毎日)

### ・マスター会員専用サポートデスク

弊社ホームページのサポートデスクにてマスター会員からの個別銘柄に関する相談、助言を行う。電子メールにて情報を配信する。(契約期間内無制限)

### ・兜町の噂(うわさ)

弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報、及び市場状況等のコラムを記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月 1 回以上)

お客様区分	コース	報酬額(税込)	提供サービス内容
マスターEX プラン [通常料金]	3ヵ月コース(90日)契約	500,000円	※助言方法等(3)を参照
	6ヵ月コース(180日)契約	900,000円	
	1年コース(360日)契約	1,500,000円	

## 助言の方法等(3)

### ・マスターEXプラン厳選個別銘柄配信

弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール又はサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月 1 回以上)

### ・今日の3本銘柄(マスターEXプラン会員専用)

弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(市場休業日以外は毎日)

### ・マスターEX会員専用担当コンシェルジュ

弊社ホームページのサポートデスクにてマスターEX会員各個人専用のポートフォリオを構築、個別銘柄に関する相談、助言を行う。電子メールにて情報を配信する。(契約期間内無制限)

### ・兜町の噂(うわさ)

弊社ホームページの有料情報サイトにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄

情報、及び市場状況等のコラムを記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月 1 回以上)

#### 【単発スポット契約プラン】

お客様区分	報酬額(税込)	提供サービス内容
単発スポット契約プラン	10,000 円～300,000 円	※助言方法等(4)を参照

#### 助言方法等(4)

弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報を1～3銘柄(契約により変動)記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を1～3回配信する(契約により変動)。

契約締結後、1回目の情報は、契約締結時交付書面を受け取った日を含めて10営業日(土日祝日その他弊社の休業日を除いた日)以内に提供し、情報配信が複数回の契約の場合は、契約毎に提示します。

#### 【ポイント契約プラン】

お客様区分	コース	報酬額(税込)	提供サービス内容
60pt 付与契約	情報閲覧：3回分	5,000 円	※助言方法等(5)を参照
120pt 付与契約	情報閲覧：6回分	10000 円	
400pt 付与契約	情報閲覧：20回分	30000 円	
700pt 付与契約	情報閲覧：35回分	50000 円	

#### 助言の方法等(5)

##### ・今日の要チェック銘柄

弊社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報を1～3銘柄記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(市場休業日以外は毎日、閲覧ポイント20pt)

##### ・兜町の噂(うわさ)

弊社ホームページの有料情報サイトにて相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報、及び市場状況等のコラムを記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月1回以上、閲覧ポイント20pt)

##### ・臨時銘柄情報

市場状況等により臨時で発する個別銘柄情報、及び個別銘柄に関するレポートについて電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(閲覧ポイント20～100pt)

ポイントの契約期間はポイントが0pt(情報の閲覧回数の終了)になった場合、もしくは契約締結時書面を受領した日から60日迄とする。尚、契約期限の満了時に未清算部分(ポイント)が残った場合は契約期間終了時に失効するものとする。

尚、会員様に対し弊社から無料贈呈したポイントに関しては、会員様がポイントを購入した際に弊社が発行するポイントとは質を異にするものであり、情報を閲覧する際にはその効力を有しますが、使用する事を目的とするに限定され、ポイントを所有しているという理由をもってしても、無料贈呈分のポイントに関しては一切、他の金品に代替出来ないものと致します。

#### 【銘柄サポート契約プラン】

お客様区分	報酬額(税込)	提供サービス内容
銘柄サポート 契約プラン	1,000円～60,000円	※助言方法等(6)を参照

#### 助言の方法等(6)

弊社とお客様との間で予め合意した特定の個別銘柄（最大 5 銘柄）について、売買時期、その他等当該銘柄に関する情報を記載した電子メールを毎月 1 回以上配信する。\*契約開始日より、翌月からの提供の場合があります。

契約期間は 3 か月（90 日）とし、弊社の指定する日時に電子メールにて配信する。契約開始日は、弊社が申し込みを受け付けた日の直後の月曜日とします。なお、契約締結後、既に合意した銘柄動向（相場状況等により弊社が判断）により新たに弊社より提供する個別銘柄（3 銘柄まで）について合意することができ、契約期間は当初の契約締結時から 3 か月とします（契約締結時に合意した銘柄を含め、最大 5 銘柄の範囲とします）。

注：報酬額等は、すべて消費税を含みます。

## II. 当サービスによる情報提供料金のお支払方法とお支払時期

### 【期間契約プラン】

#### 1. お支払い方法

お支払いの方法は原則として以下の通りとさせていただきます。なお、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

クレジットカード・銀行振込

#### 2. お支払い時期

(1) クレジットカードによるお支払を申し込まれたお客様に対しては、契約お申し込み時に契約期間の情報提供料金を決済いただき、契約開始日は翌営業日からの計算となります。また、契約の自動更新を選択された場合には、契約期間終了 10 日前までにメール無いし電話にて利用終了の申し出が無い場合は、ご契約プランの自動継続に合意されたものと見なし、現在ご加入の契約内容にて自動更新されるものと致します。但し、キャンペーンプラン等で一時的に正規プラン料金よりも割安の状況でお申込の場合は、現在ご加入の契約内容の正規

プラン料金にて更新されるものと致します。 情報提供料金の請求を集金代行業者に対して自動的かつ継続して行うことができるものとします。

(2) 銀行振込によるお支払を申し込まれたお客様は、弊社指定の銀行口座に情報提供料金をお振り込み頂き、弊社でお振込みを確認できた日の翌営業日がご契約開始日となります。尚、振込手数料はお客様のご負担となります。

**【振込先】**

三井住友銀行 三田通支店(623)

(普通) 8239358

カ) エスキューアイジャパン

**【単発スポット契約プラン】**

1. お支払いの方法は原則として以下の通りとさせていただきます。なお、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

クレジットカード・銀行振込

2. お支払い時期

(1) クレジットカードによるお支払を申し込んだお客様に対しては、契約お申し込み時に報酬を決済いただき、弊社の指定する日時に電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信致します。

(2) 銀行振込によるお支払を申し込まれたお客様は、弊社指定の銀行口座に情報提供料金をお振込み頂き、弊社でお振込みを確認した後、弊社の指定する日時に弊社のサイト内の購入者専用ページにて情報を公開致します。尚、振込手数料はお客様のご負担となります。

**【振込先】**

三井住友銀行 三田通支店(623)

(普通) 8239358

カ) エスキューアイジャパン

**【ポイント契約プラン】**

1. お支払い方法

お支払いの方法は原則として以下の通りとさせていただきます。なお、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

クレジットカード・銀行振込

## 2. お支払い時期

(1) クレジットカードによるお支払を申し込んだお客様に対しては、契約お申し込み時に報酬を決済いただき、弊社の指定する日時に電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信致します。

(2) 銀行振込によるお支払を申し込まれたお客様は、弊社指定の銀行口座に情報提供料金をお振込み頂き、弊社でお振込みを確認した後、弊社の指定する日時に電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信致します。  
尚、振込手数料はお客様のご負担となります。

### 【振込先】

三井住友銀行 三田通支店(623)  
(普通) 8239358  
カ) エスキューアイジャパン

### 【銘柄サポート契約プラン】

## 1. お支払い方法

お支払いの方法は原則として以下の通りとさせていただきます。なお、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

クレジットカード・銀行振込

## 2. お支払い時期

(1) クレジットカードによるお支払を申し込まれたお客様に対しては、契約お申し込み時に契約期間の情報提供料金を決済いただき、弊社の指定する日時に電子メールにて情報を配信致します。

(2) 銀行振込によるお支払を申し込まれたお客様は、弊社指定の銀行口座に情報提供料金をお振込み頂き、弊社でお振込みを確認した後、弊社の指定する日時に電子メールにて情報を配信致します。  
尚、振込手数料はお客様のご負担となります。

### 【振込先】

三井住友銀行 三田通支店(623)  
(普通) 8239358  
カ) エスキューアイジャパン

## 契約の変更

ご契約プランの変更を希望される場合は、電子メールまたは書面にて弊社まで

ご連絡ください。

尚、ご契約内容により、変更手続きが下記のとおりとなりますので予めご了承ください。

#### (1) 期間契約プランのお客様区分変更の場合

受付後、契約中のプランに関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金させていただきます。清算後、新たに契約して頂く事で区分変更とさせていただきます。

なお、お客様からの電子メールまたは書面によるお申し出に基づき、スタンダードプラン契約からマスタープラン・マスターEXプラン契約への契約変更、マスタープラン契約からマスターEXプラン契約への契約変更のみをお受付致します。

契約プラン変更の手続きには日数を要する場合があります。

契約プラン変更の手続きに関する弊社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、弊社は契約プラン変更の手続きを停止することがあります。

お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

#### (2) 期間契約プランのコース期間変更の場合

受付後、契約中のコースに関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金させていただきます。清算後、新たに契約して頂く事でコース期間変更とさせていただきます。

なお、1年コース(360日)契約より6ヵ月コース(180日)・3ヵ月コース(90日)・1ヵ月コース(30日)への変更、6ヵ月コース(180日)契約より3ヵ月コース(90日)・1ヵ月コース(30日)への変更、3ヵ月コース(90日)契約より1ヵ月コース(30日)への変更はお受付できません。

契約コース期間変更の手続きには日数を要する場合があります。

契約コース期間変更の手続きに関する弊社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、弊社は契約変更の手続きを停止することがあります。

お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

#### ○有価証券等に係るリスク

弊社の投資助言や提供情報はお客様の利益を保証するものではありません。取



引に際しては、取引を行う金融商品取引業者の金融商品の説明を良くご覧頂き、下記リスク等を十分に理解のうえ、投資の最終決定はご自身の判断と責任において行ってください。

弊社又はインターネット事業者等の事情により、メール等の配信が行われない場合や遅れる場合、受信できない場合があります。

## 1. 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

## 2. 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

### ○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、金融商品取引法第三十七条の六に基づき、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

- ①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面等による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことが出来ます。
- ②契約の解除日は、お客様がその書面等を発した日となります。
- ③契約の解除に伴う情報提供料金の清算は、次のとおりとなります。

#### ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額を、お支払い済みの報酬から差し引いた金額を返金致します。

#### ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割り計算した情報提供料金(契約期間に対応する情報提供料金÷契約期間の総日数×契約開始日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)を、お支払い済みの報酬から差し引いた金額を返金致します。

スポット契約プランに関しましては、助言回数割した情報提供料金（契約締

結時交付書面を受け取った日から解除日までの助言回数÷契約期間中に行う事となっている総助言回数×契約において予定された助言回数に対する報酬額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)を、お支払い済みの報酬から差し引いた金額を返金致します。

ポイント契約プランに関しましては、クーリング・オフ期間内であれば、清算部分(情報の閲覧回数)の金額とサービスポイント分をお支払い済みの報酬から差し引いた金額を返金致します。尚、10日以内にポイントがOpt(情報の閲覧回数の終了)になった場合は、ポイントの契約期間終了とし、金額の返還は出来ません。

この場合、契約期間に対応する情報提供料金を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。情報提供料金の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。クーリング・オフ期間経過後は、期間契約は契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面等による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を受領済みの報酬額から差し引いた残額をお返し致します。

尚、単発スポット契約に関しましては、書面等による意思表示による契約解除申し出日までの期間に相当する報酬額として、助言回数割り計算した額を差し引いた残額を返還するものとし、ポイント契約に関しましては、書面等による意思表示が契約期間内であれば、清算部分(情報の閲覧回数)の金額とサービスポイント分を差し引いた残額をお返し致します。

また、会員様のクーリング・オフ、又はクーリング・オフ経過後の契約解除により弊社の金融商品であるところの不当利得とならない為の理由から、金額の返還が完了次第、弊社サービスの供給を一切停止する事もございますのでご了承くださいませ。

契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

#### ○租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

#### ○投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ②クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）
- ③弊社が、投資助言業を廃業したとき

#### ○禁止事項

弊社は、弊社が行う投資顧問業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
  - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

②弊社及び弊社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は弊社及び弊社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

## 会社の概要

- 1.資本金 1,000 万円
- 2.役員の氏名 代表取締役 秋山伸之
- 3.主な株主 トスカーナ・コモンズ 株式会社
- 4.分析者・投資判断者 秋山伸之 新井一暢 佐久間悠介 鈴木尚仁
- 5.助言者 秋山伸之 新井一暢 佐久間悠介 鈴木尚仁
- 6.弊社への連絡及び苦情等の申出先

以下の電話番号、E メールアドレスにご連絡ください。

電話番号 0570-077-600

E メールアドレス [info@kabumai.com](mailto:info@kabumai.com)

7.弊社が加入している金融商品取引業協会

弊社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の関東財務局で、弊社の登録簿を自由にご覧になれます。

8.弊社の苦情処理措置について

(1) 弊社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

弊社の苦情等の申出先は、上記 6 の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② お問い合わせ窓口であるサポートデスク担当者からの事情聴取と問題解決に向けての検討
- ③ 問題解決案のご提示・解決

(2)弊社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることも可能としています。この団体は弊社が加入しております一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を委託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

電話 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(月～金/9：00～17：00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

#### 9.弊社の紛争解決措置について

弊社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは弊社が加入 しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を委託しており、あっせん委員により手続きが行われます。弊社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申出書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立て金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受託

#### 10.弊社が行う業務

弊社は、投資助言葉の他に、インターネット広告業、OA 販売業を行っております。